

成人ウエルネス参加規約細則（みなみグローバルコミュニティセンター）

（目的）

第1条 この細則は、熊本YMCA成人ウエルネス参加規約第21条に基づき、みなみグローバルコミュニティセンターにおける参加規約の細部を定めたものである。

（コース種別・参加費・利用時間等）

第2条 みなみグローバルコミュニティセンターにおけるコース種別、参加費及び利用時間等は次のとおりとする

コース種別	明細	YMCA 会員		一般参加者		利用時間
		月額	年一括	月額	年一括	
ウエルネス	参加費	9,930 円	114,190 円	10,790 円	124,080 円	9:30～22:00（月～金）
	普通会費	350 円	4,200 円	—	—	9:30～21:00（土）
	計	10,280 円	118,390 円	10,790 円	124,080 円	9:30～19:00（祝）
アクア	参加費	8,280 円	95,220 円	9,060 円	104,190 円	9:30～22:00（月～金）
	普通会費	350 円	4,200 円	—	—	9:30～21:00（土）
	計	8,630 円	99,420 円	9,060 円	104,190 円	9:30～19:00（祝）
デイトム	参加費	7,950 円	91,420 円	8,710 円	100,160 円	9:30～17:00（月～金）
	普通会費	350 円	4,200 円	—	—	
	計	8,300 円	95,620 円	8,710 円	100,160 円	
学生	参加費	7,730 円	88,890 円	8,480 円	97,520 円	17:00～22:00（月～金）
	普通会費	350 円	4,200 円	—	—	9:30～21:00（土）
	計	8,080 円	93,090 円	8,480 円	97,520 円	9:30～19:00（祝）
ファミリー （2人）	参加費	20,860 円	239,890 円	22,630 円	260,240 円	9:30～22:00（月～金）
	普通会費	700 円	8,400 円	—	—	9:30～21:00（土）
	計	21,560 円	248,290 円	22,630 円	260,240 円	9:30～19:00（祝）
ファミリー （3人）	参加費	30,790 円	354,080 円	33,430 円	384,440 円	9:30～19:00（祝）
	普通会費	1,050 円	12,600 円	—	—	
	計	31,840 円	366,680 円	33,430 円	384,440 円	
親子	参加費	5,750 円	66,120 円	6,030 円	69,340 円	9:30～22:00（月～金）
	普通会費	350 円	4,200 円	—	—	9:30～21:00（土）
	計	6,100 円	70,320 円	6,030 円	69,340 円	9:30～19:00（祝）

注1） 年一括は、4月から翌年3月までの参加費一括納入額をいう。

注2） YMCA 会員は、上記の会員参加費のほかに普通会費（月額 350 円、年額 4,200 円）若しくは維持会費 A～F のいずれかを納入しなければならない。

注4） 登録料 1650 円（初回のみ）、システム利用料 440 円（月額）が別途必要です。

2 スイミングクラスの参加費等は次のとおりとする。

コース種別	明細	YMCA 会員		一般参加者		利用時間
		月額	年一括	月額	年一括	
スイミング クラス	参加費	6,520 円	-	7,210 円	-	10:30~11:30 (月・金) 20:00~21:00 (月・金)
	普通会費	350 円	-	-	-	
	計	6,870 円	-	7,210 円	-	

\*上記、第2条1項のコース種別参加者は、月額 YMCA 会員は 3,550 円・一般会員は 3,720 円でスイミングクラスに参加できる。

3 前2項は、社会情勢・経済情勢の著しい変化、その他の事由により変更することがある。

(参加費等の納入方法)

第3条 参加費等の納入方法は次のとおりとする。

- (1) プログラム申込手続き時には、システム (Y-Link) にて支払い手続きをしなければならない。
- (2) 月々の参加費の納付は Y-Link にて支払い方法の登録を行い決済するものとする。
- (3) 参加費等は年度開始時のみ一括で納入することができる。
- (4) 一旦納入された参加費等は原則として還付しないものとする。
- (5) 自己の都合によりプログラムに参加しない期間が生じた場合においても、月々の参加費等は納入しなければならない。

(参加費等の滞納)

第4条 前条の規定が遵守されない場合は、退会若しくは除名の措置を講ずるものとする。

- (1) 参加費等の滞納通知を發したのちも3箇月以上納入がなされない場合
- (2) 届出事項の変更等により、参加者本人に退会等の意思確認ができない場合

(届出事項等の変更)

第5条 Y-Lin の登録内容に変更が生じた場合参加者は速やかに登録を修正しなければならない。コース種別の変更は、Y-Link にて前月 20 日までに手続きをしなければならない。

(休会・退会手続)

第6条 参加者が休会(最長3ヶ月)を希望する場合には休会希望月の前月20日までに Y-Link にて手続きをしなければならない。また参加者が退会を希望する場合も、退会希望月の20日まで Y-Link にて手続きをしなければならない、メンバーシップカードは各自で保管を行う。再入会の際に使用しメンバーシップカード紛失の場合は550円支払いが必要となる。

(改廃)

第7条 みなみグローバルコミュニティセンターは、必要に応じてこの細則の改廃を行うことができる。

附 則

この細則は、2026年4月1日から改定